

広島県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、三次市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十九年十一月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
三次市福祉保健センター	三次市十日市東三丁目一四番一号	平成一九年一〇月一〇日
みよしまちづくりセンター	三次市十日市西六丁目一〇番四五号	平成一九年一〇月一〇日
みよしまちづくりセンター別館	三次市三次町二〇一八番地一	平成一九年一〇月一〇日
君田保健センター	三次市君田町東入君七七八番地六	平成一九年一〇月一〇日
横谷ふるさとセンター	三次市布野町横谷七七四番地一	平成一九年一〇月一〇日
三次市B & G海洋センター	三次市吉舎町三玉五二二番地一	平成一九年一〇月一〇日
吉舎老人福祉センター	三次市吉舎町吉舎七一八番地一	平成一九年一〇月一〇日
吉舎保健センター	三次市吉舎町吉舎七二三番地一	平成一九年一〇月一〇日
吉舎共同福祉施設	三次市吉舎町吉舎七一六番地	平成一九年一〇月一〇日
みらさか福祉センター	三次市三良坂町三良坂七三七番地一	平成一九年一〇月一〇日
三良坂農村ふるさとセンター	三次市三良坂町三良坂二〇二三番地一	平成一九年一〇月一〇日
三和下板木体育館	三次市三和町下板木一二番地一	平成一九年一〇月一〇日
三次市ジミー・カーターシビックセンター	三次市甲奴町本郷九四〇番地	平成一九年一〇月一〇日
甲奴共同福祉施設	三次市甲奴町本郷二一〇五番地	平成一九年一〇月一〇日
三次市カーター通り駅	三次市甲奴町本郷二一〇八番地	平成一九年一〇月一〇日